

荏原公民館管理運営委員会規約

(組織名)

第 1 条

本会は、荏原公民館管理運営委員会という。(以下「管理運営委員会」という。)

(事務所)

第 2 条

管理運営委員会の事務所は、荏原公民館内に置く。

(目的)

第 3 条

管理運営委員会は、地区内の住民のために市から委託を受けた生涯学習の振興や家庭・地域社会の教育力の向上のため、住民が集い合い、互いの教養文化を高め、より自主的で地域の特性を生かした活動を公民館等において実施し推進することを目的とする。

(業務)

第 4 条

管理運営委員会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- 1) 公民館の管理・運営体制の確立
- 2) 公民館の施設・設備の管理保全
- 3) 幼児から高齢者までの地区住民を対象にした各種学習講座及び地域におけるひとづくり・まちづくりの推進事業
- 4) その他この会の目的達成に必要な事業を行う。

(組織構成)

第 5 条

管理運営委員会は、地区内の各種団体などから選出された代表者および役員・学識経験者で組織し、次の専門部を置く。

- ① 総務部
- ② 教養部
- ③ 体育部
- ④ 文化部

(役員)

第 6 条

管理運営委員会に次の役員を置く。

- 1) 委員長 1 名

- 2) 副委員長若干名
- 3) 知識経験者若干名
- 4) 専門部部長各1名
- 5) 副部長各1名
- 6) 会計監査2名

(役員の選出)

第7条

管理運営委員会の役員は、次により選出する。

- 1) 委員長は、公民館長をもって充てる。
- 2) 副委員長は、自治連合会会長・副会長をもって充てる。
- 3) 知識経験者は委員長が選任する。
- 4) 専門部部長及び副部長は各専門部より選出する。
- 5) 会計監査は委員長が選任する。

(任期)

第8条

委員の任期は2年とし、再任は妨げない。また、補欠により就任した委員は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条

役員の職務は次のとおりとする。

- 1) 委員長は、管理運営委員会を代表する。
 - 2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3) 知識経験者は、管理運営にかかる指導助言を行う。
 - 4) 総務部は、各専門部との連絡調整を行う。また、会議の運営・事務や広報紙の発行を行う。（新）
 - 5) 教養部は、趣味や娯楽を活かし、教養を高める事業を行う。
 - 6) 体育部は、地区民の健康促進に関わる事業を行う。
 - 7) 文化部は、地区民の文化・教養を高めるための事業を行う。
 - 8) 会計監査は、管理運営委員会の会計を監査する。
2. 各事業の実施にあたって、必要に応じ実行委員会を設置することができる。

(会議)

第 10 条

管理運営委員会の会議は、管理運営委員会及び役員会とし、委員長が招集し、次の事項を審議する。

- 1) 事業計画に関する事項
- 2) 予算及び決算に関する事項
- 3) 役員の選出並びに顧問の推挙
- 4) 規約の制定、改廃に関する事項
- 5) その他委員長が必要と認めた事項

(事務局)

第 11 条

事務局は、井原市教育委員会が委嘱し、管理運営委員会等の事務処理を行う。

(会計年度)

第 12 条

会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(その他)

第 13 条

この規約に定めるもののほか、管理運営委員会の運営に必要な事項は、役員会の承認を得て委員長が定める。

附 則：この規約は、平成22年4月19日から施行する。

附 則：この規約は、平成23年4月25日から施行する。